



平成27年6月9日

各 位

会 社 名 ミ ラ イ ア ル 株 式 会 社  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 山 脇 秀 夫  
( コ ー ド 4 2 3 8 : 東 証 第 一 部 )  
問 合 せ 先  
役 職 専 務 取 締 役  
氏 名 兵 部 匡 俊  
電 話 番 号 0 3 ( 3 9 8 6 ) 3 7 8 2

### 「内部統制システムの整備に関する基本方針」の一部改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「内部統制システムの整備に関する基本方針」の一部改定することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、改定箇所には下線を付しております。

#### 記

##### 【基本方針】

1. 当社及び当社グループ会社の取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - (1) コンプライアンス全体を統括する組織として、「コンプライアンス委員会」を設置する。コンプライアンスの推進については、定期的に委員会を開催するとともに「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、取締役並びに使用人が法令及び定款等を遵守し、業務運営にあたるよう、研修を通じて指導するとともに、周知徹底する。
  - (2) 取締役並びに使用人がコンプライアンス上の問題を発見した場合は、速やかにコンプライアンス委員会に報告する体制を構築する。
  - (3) 使用人がコンプライアンス委員会に直接通報することを可能とするコンプライアンス・ホットラインを設け、違反行為の防止に努める。会社は、通報内容を秘密にし、通報者に対して不利益な扱いを行わない。
  - (4) 内部監査部門として内部監査室を設置する。内部監査室は、コンプライアンス体制及びコンプライアンスに関する課題、問題の有無の把握に努め、必要あればコンプライアンス委員会へ報告する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - (1) 文書管理規程にしたがい、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、文書等という）に記録して、保存し、管理する。
  - (2) 取締役及び監査役は、常時これらの文書等を閲覧することができる。
3. 当社及び当社グループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - (1) リスク管理規程を制定し、代表取締役社長が統括責任者として当社及び当社グループ会社の横断的リスク状況の監視及び対応を行うリスク管理体制とする。
  - (2) リスク管理委員会は、リスク管理が体系的かつ効果的に行われるよう必要な調整及び指示をするとともに、リスク管理に関する重要な事項を審議し、当社及び当社グループ会社のリスク管理の実施につい

て監督する。

- (3) コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ及び輸出管理等に係るリスクについては、それぞれの担当部署にて顕在、内在するリスクの把握、分析を行い、リスク回避のため、対処マニュアルを作成し、研修を実施する。
4. 当社及び当社グループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (1) 取締役会は、取締役及び使用人が共有する全社的目標を定め、業務担当取締役はその目標達成のために各部門における具体的業務内容と効率的かつ具体的達成方策を定めて、業務を執行する。
  - (2) 経営の重要事項に関し、迅速かつ的確な意思決定を行うため、月1回の定時取締役会及び適宜臨時取締役会を開催する。
  - (3) 毎月開催される定時取締役会における取締役の業務執行状況報告の他、随時進捗状況のレビューを可能とするITシステムを構築し、全社的な業務効率化に向けて改善を促す仕組みを構築する。
5. 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (1) 当社グループにおける経営の健全性及び業務の効率性の向上をはかるため、関係会社の管理担当部署を経営企画室と定め、事業運営に関する重要な事項について情報交換及び協議を行う。
  - (2) 関係会社管理規程を制定し、当社子会社に対し、営業成績、財務状況その他の一定の経営上の重要事項について定期的に当社に報告または承認を求めるとする。特に重要な事項については、当社の取締役会へ付議する。
  - (3) 内部監査室は、当社及び当社グループ会社の業務の適正性に関する監査を行う。
  - (4) 監査役は、取締役の職務の執行を監査するため、必要があるときは関係会社に対し事業の報告を求め、またはその業務及び財産の状況を調査する。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項  
監査役から職務を補助する使用人を置くことを求められた場合には、監査役と協議のうえ、その職務を補助する使用人を置くこととする。
7. 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- (1) 監査役の職務を補助すべき使用人の独立性を確保するため、その使用人の人事については事前に監査役会の同意を得るものとする。
  - (2) 監査役の職務を補助すべき使用人は、監査役から指示した業務については、監査役以外の者から指揮命令を受けない。
8. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制  
当社取締役及び使用人並びに当社グループ会社の取締役、監査役及び使用人は、当社の監査役に対して法定の事項に加え、当社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス・ホットラインによる通報状況及びその内容をすみやかに報告する。監査役に報告すべき事項については、「監査役会に対する報告規程」に定め、これによる。
9. 監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制  
当社は、監査役への報告を行った当社及び当社グループ会社の役員及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び当社グループ会社の役員及び使用人に周知徹底する。

10. 監査役の職務執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について当社に対して会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務に必要なと認められた場合を除き、速やかにこれに応じるものとする。

11. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役社長及び監査法人とそれぞれ定期的に会合を持ち、意見交換を行う。また、内部監査室とは連携を保つとともに、必要に応じて内部監査室に調査を求める。

12. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

- (1) 当社及び当社グループ会社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、取引関係を含め、一切の関係を遮断し確固たる信念を持って排除の姿勢を堅持する。
- (2) 反社会的勢力からの不当要求は断固として拒絶し、裏取引や資金提供は絶対に行わない。
- (3) 警察当局等とも連携のうえあらゆる手段により、反社会的勢力に対応する従業員の安全を確保し、組織全体で毅然とした態度で臨む。

13. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

- (1) 当社及び当社グループ会社は、「ミライアル企業行動憲章」に反社会的勢力に対する取り組みを明記し、内外に宣言する。
- (2) 反社会的勢力の全社的な対応の総括部署を管理部人事総務課と定め、担当役員が責任者となり、反社会的勢力に関する情報の一元管理を行う。
- (3) 「反社会的勢力対応マニュアル」を作成し、従業員への周知、研修に努める。
- (4) 定期的に取り先の属性情報を確認する。

以 上